

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令要綱

特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和

二年十月一日とし、同条第四号に掲げる規定の施行期日は令和三年四月一日とすること。